

高齢者施設等における検査費用補助金交付要綱

(通則)

第1条 高齢者施設等における検査費用補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号）に定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の流行下において、本市内の高齢者施設等（以下「対象施設」という。）の職員又は利用者が、行政検査によらず、任意で検査を受検するために必要な経費の一部を補助することにより、検査にかかる対象施設の負担を軽減し、もって利用者への安全なサービス提供の促進に資することを目的とする。

(対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、別表に掲げる対象施設、又は当該対象施設と同一建物内の併設事業所（以下「対象施設等」という。）において新型コロナウイルス感染者が発生した場合の、対象施設等における職員又は利用者が任意で受ける検査（以下「補助事業」という。）に要した費用のうち、令和3年4月1日以降に支出したものとする。

2 前項の規定にかかわらず、他の制度による経費助成（補助）で交付されているものは、本事業の対象としないものとする。

(対象となる検査)

第4条 補助金の対象となる検査は次に掲げるものとする。ただし、抗原定性検査については、「B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（令和4年7月22日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に定められる、濃厚接触者となった対象施設等の職員が無症状のため待機期間を待たずに職場復帰する際に実施したものに限る。

- (1) PCR検査
- (2) 抗原定量検査
- (3) 抗原定性検査

(補助対象者)

第5条 補助金の交付対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象となる対象施設等を現に運営する者であって、市長が認めたものとする。

(交付額の算定方法)

第6条 交付額は、対象施設等において、次に掲げる額のうち最も少ない額を検査ごとに算定し、その合計（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

- (1) 第3条に定める対象経費の実支出額
- (2) 検査1件当たりの基準額 10,000円

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助事業者（以下「申請者」という。）は高齢者施設等における検査費用補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に第2項に掲げる書類を添付して、令和5年3月31日までに市長に提出しなければならない。

- 2 前項に定める申請書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 受検者一覧（様式第1号（別紙））
 - (2) 検査を受検したこと及び検査費用の金額の明細が分かる書類（領収書等）
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、審査のうえ、交付を決定し、その旨を申請者に対して通知するものとする。

- 2 前項の審査のうち、感染者及び濃厚接触者については、保健センター等が把握する感染者等の情報と突合して確認を行う。
- 3 市長は、第1項に規定により通知した場合、速やかに補助金を申請者に支払うものとする。

(交付の条件)

第9条 補助金は、次に掲げる条件を付して交付するものとする。

- (1) 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (2) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、高齢者施設等における検査費用補助金についての消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第2号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月1日までに市長に報告しなければならない。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(報告等)

第10条 市長は、補助事業者に対して、その事業の実施状況について、指示し、報告を求め、又は審査することができる。

(補助金の交付の取消し等)

第11条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたことが明らかとなったとき。
- (2) 第9条各号に規定する条件のいずれかに違反したとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月30日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年9月27日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年2月24日から施行する。ただし、第4条は令和4年1月14日から適用し、第7条第1項は令和3年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要綱による改正後の要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要綱による改正後の要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月17日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要綱による改正後の要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年8月2日から施行し、令和4年7月22日から適用する。

別表

サービス	施設、事業所の種類	
訪問系サービス	訪問介護 生活支援型訪問サービス 訪問看護 夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 居宅介護支援 生活援助型配食サービス	予防専門型訪問サービス 訪問入浴介護 訪問リハビリテーション 自立支援型配食サービス
通所系サービス	通所介護 予防専門型通所サービス 運動型通所サービス 認知症対応型通所介護	地域密着型通所介護 ミニデイ型通所サービス 通所リハビリテーション
短期入所系サービス	短期入所生活介護	短期入所療養介護
多機能型サービス	小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	
入所施設・居住系サービス	介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 養護老人ホーム 有料老人ホーム	介護医療院 認知症対応型共同生活介護 軽費老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅

注 1 感染者が発生した場合、その影響があった範囲内において、1対象施設等（事業所）当たり1回申請を行うことができる。ただし、前回の申請・交付から一定期間経過後であって、感染者の発生に至った事由が前回の補助事業と異なると客観的に判断される場合は改めて申請を行うことができる。

注 2 対象施設等は、補助金の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。

注 3 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービス又は介護予防・日常生活支援総合事業を一体的に運営する対象施設等である場合は、一の対象施設等として扱う。